平成２３年（フ）第３５４６号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―905号
債務者　垣内　信一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見野　彰信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４７号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―905号
債務者　垣内　和子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見野　彰信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
金沢市東力３丁目77番地、従前の住所金沢市泉野町５丁目４番３号
債務者　高輪　博文
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
広島県尾道市西則末町１番４号
債務者　東　　良彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
熊本県阿蘇郡高森町大字中75番地
債務者　岡部　昭也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　徳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３５号
住民票上の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場463番地
債務者　松岡　　繁
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　克昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８０号
北海道常呂郡訓子府町末広町146番地　末広団地28号出町サナ方、住民票上の住所札幌市手稲区前田９条12丁目３番11号
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
北海道北見市泉町４丁目４番７号　コーポいずみ102号
債務者　西村　和正
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
岩手県奥州市江刺区田原字大平238番地
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西108番地40
債務者　高橋　由紀
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１９９２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘２丁目３番37号
債務者　大山　美博
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２３号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地20―104、旧住所さいたま市桜区大字下大久保72番地10
債務者　利根沢幸司
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５１号
さいたま市岩槻区愛宕町８番13―105号
債務者　三浦　　正
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２５号
さいたま市緑区東浦和４丁目６番地11　ホームズアルカディア404号
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３６号
さいたま市桜区大字上大久保904番地10　A―803
債務者　冨沢　泰士
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５３号
埼玉県川口市大字新井宿184番地
債務者　月下富美代（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６４号
さいたま市緑区宮本２丁目22番地15
債務者　諸岡　直子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係